

最高裁秘書第4205号

令和元年8月23日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

令和元年5月27日付け（同月28日受付、最高裁秘書第2957号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

平成31年度宮崎家庭裁判所の裁判官の配置、事務分配、代理順序及び開廷日割（平成31年4月15日現在）（片面で14枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

平成 31 年度宮崎家庭裁判所の裁判官の配置、  
事務分配、代理順序及び開廷日割

(平成 31 年 4 月 15 日現在)

宮 崎 家 庭 裁 判 所

## 第1 裁判官の配置

### 1 本 庁

判 事	永 井 裕 之
判 事	小田島 靖 人
判 事	福 島 恵 子
判 事	古 庄 研
判 事	新 宮 智 之
判 事	下 山 久 美 子
判 事	下 山 洋 司
判事補 (特)	岩 尾 悠 矢
判事補 (特)	今 澤 俊 樹
判事補	細 包 寛 敏

### 2 日南支部

判 事	佐 久 間 隆
-----	---------

### 3 都城支部

判 事	府 内 覚
判事補 (特)	宇 野 由 隆

### 4 延岡支部

判 事	宮 島 文 邦
判 事	中 出 曜 子
判事補 (特)	岸 田 二 郎

### 5 日向出張所

判事補 (特) (てん補)	岸 田 二 郎
---------------	---------

## 第2 事務分配

### 1 本 庁

(1) 合議事件（支部の合議事件を含む。ただし、延岡支部の裁定合議事件を除く。）

#### ア 家事事件

##### (ア) 構成

a 判事新宮智之、判事補（特）今澤俊樹及び判事補細包寛敏で構成する。

b 判事永井裕之が担当した家事事件手続法別表第二の調停が審判移行した場合は、裁判長判事永井裕之、判事新宮智之及び判事補細包寛敏で構成する。

c 判事補（特）岩尾悠矢が担当した家事事件手続法別表第二の調停が審判移行した場合は、判事新宮智之、判事補（特）岩尾悠矢及び判事補細包寛敏で構成する。

##### (イ) 裁判長

前記(ア)のa、cのときは、判事新宮智之が裁判長となり、同人に差し支えのあるときは、所長の指名する裁判官が裁判長となる。

前記(ア)のbにおいて、判事永井裕之に差し支えのあるときも、同様とする。

#### イ 人事訴訟事件（民事訴訟事件を含む。）

##### (ア) 構成

判事新宮智之、判事補（特）今澤俊樹及び判事補細包寛敏で構成する。

##### (イ) 裁判長

a 後記第2の1の(2)のイにより判事新宮智之に配てんされた事件については同人が裁判長となり、同人に差し支えのあるときは、所長の

指名する裁判官が裁判長となる。

b 後記第2の1の(2)のイにより判事補（特）今澤俊樹に配てんされた事件については同人が裁判長となり、同人に差し支えのあるときは、所長の指名する裁判官が裁判長となる。

#### ウ 少年保護事件

##### (ア) 構成

判事補（特）今澤俊樹、判事新宮智之及び判事補細包寛敏で構成する。

##### (イ) 裁判長

判事補（特）今澤俊樹が裁判長となり、同人に差し支えのあるときは、所長の指名する裁判官が裁判長となる。

#### エ 観護措置決定及び更新決定に対する異議事件

##### (ア) 構成

その受理の順序に従い、3分の1を判事小田島靖人、判事補（特）岩尾悠矢及び判事補細包寛敏で、3分の1を判事古庄研、判事下山久美子及び判事補細包寛敏で、3分の1を判事福島恵子、判事下山洋司及び判事補（特）今澤俊樹で、順次構成する。

##### (イ) 裁判長

地方裁判所の各部の事務を総括する裁判官が裁判長となる。

##### (ウ) 特別の定め

年末年始の休暇期間については、別に申合せによって定める順序により、判事永井裕之を除く第1の1記載の裁判官全員に配てんする。

オ いわゆるみなし勾留に関する裁判（少年審判規則第24条の3により検察官から同意請求があった場合の許否の裁判を含む。）に対する準抗告事件（都城支部及び延岡支部の事務処理を含む。）

##### (ア) 構成

エの(ア)と同様とする。ただし、将来、宮崎地方裁判所本庁刑事部で合議体で審理すべき事件に関するものは、2分の1を判事小田島靖人、判事補(特)岩尾悠矢及び判事補細包寛敏で、2分の1を判事古庄研、判事下山久美子及び判事補細包寛敏で、順次構成する。

(イ) 裁判長

エの(イ)と同様とする。

(ウ) 特別の定め

年末年始の休暇期間については、別に申合せによって定める順序により、判事永井裕之を除く第1の1記載の裁判官全員に配てんする。

カ 裁判官、裁判所書記官、参与員、家庭裁判所調査官又は家事調停委員の除斥及び忌避事件

(ア) 構成

エの(ア)と同様とする。

(イ) 裁判長

エの(イ)と同様とする。

(2) 単独事件

ア 家事事件

(ア) 成年後見(家事事件手続法別表第一の1から16の項(以下、同別表第一の項を表示する。)), 保佐(17から35まで), 補助(36から54まで), 未成年後見(70から83まで)及び任意後見契約法(111から121まで)に関する事件

1／2 判事 新宮智之

1／2 判事補(特) 今澤俊樹

(イ) 不在者の財産管理(55)及び相続人の不存在(99から101まで)に関する事件

1／2 判 事 新 宮 智 之

1／2 判事補（特） 今 澤 俊 樹

(ウ) 相続の承認及び放棄（89から95まで）に関する事件及び遺言（102から108まで）に関する事件

1／2 判 事 新 宮 智 之

1／2 判事補（特） 今 澤 俊 樹

(エ) 子の氏の変更についての許可事件（60）及び氏又は名の変更についての許可（122）事件

1／2 判 事 新 宮 智 之

1／2 判事補（特） 岩 尾 悠 矢

(オ) 親権喪失、親権停止又は管理権喪失、同審判の取消し及び親権又は管理権を辞し、又は回復するについての許可（67から69まで）並びに児童福祉法（127から128の2まで）に関する事件

1／2 判 事 新 宮 智 之

1／2 判事補（特） 今 澤 俊 樹

(カ) (ア)から(オ)を除く家事事件手続法別表第一審判事件全部

判 事 新 宮 智 之

(キ) 家事事件手続法別表第二審判事件

1／2 判 事 新 宮 智 之

1／2 判 事 下 山 久美子

ただし、先行する調停事件と関連する事件が申し立てられた場合は、当該調停事件を担当する裁判官が担当する。

(ク) 調停事件

1／5 判 事 永 井 裕 之

1／5 判 事 新 宮 智 之

1／5 判事 下山 久美子

1／5 判事補（特） 岩尾 悠矢

1／5 判事補（特） 今澤 俊樹

ただし、家事事件手続法別表第二の調停が審判に移行した場合は、引き続きその裁判官が担当する。

（イ） その他の家事事件全部

判事 新宮智之

ただし、家事事件手続法に基づく審判前の保全処分は、基本事件を担当する裁判官に配てんする。

（ア） 人事訴訟事件（民事訴訟事件を含む。）

1／2 判事 新宮智之

1／2 判事補（特） 今澤 俊樹

（ウ） 人事訴訟を本案とする保全命令事件（審尋を要する事件を除く。）

1／2 判事 小田島 靖人

1／2 判事補（特） 岩尾 悠矢

ただし、すでに本案訴訟事件が係属しているものは、当該訴訟事件を担当する裁判官に配てんする。

（エ） 人事訴訟を本案とする保全命令のうち審尋を要する事件全部

判事 新宮智之

ただし、すでに本案訴訟事件が係属しているものは、当該訴訟事件を担当する裁判官に配てんする。

（オ） 人事訴訟を本案とする保全命令に対する異議、取消事件

判事小田島靖人、判事補（特）岩尾悠矢、判事古庄研及び判事下山久美子の順序に従って配てんする。

（カ） 少年事件

(ア) 少年保護事件

1／2 判事補（特） 今澤俊樹

1／2 判事補 細包寛敏

ただし、判事補細包寛敏の担当事件につき、少年法第20条の決定をなすべき場合は、判事補（特）今澤俊樹が担当する。

(イ) 準少年保護事件

1／2 判事補（特） 今澤俊樹

1／2 判事補 細包寛敏

(ウ) 共助・雑事件全部

判事 新宮智之

キ 刑事訴訟規則第299条第2項により請求された令状事務

判事補 細包寛敏

ク 執務時間外の令状事件並びに観護措置に関する事務は、判事永井裕之を除く第1の1記載の裁判官全員が、別に申し合わせによって定める輪番制により担当する。

2 日南支部

(1) 家事事件全部

判事 佐久間 隆

(2) 人事訴訟事件（保全命令事件及び保全命令異議、取消事件を含む。）

判事 佐久間 隆

3 都城支部

(1) 家事事件

1／2 判事 府内 覚

1／2 判事補（特） 宇野由隆

(2) 人事訴訟事件

2／3 判事 府内 覚

1／3 判事補（特） 宇野由隆

(3) 人事訴訟を本案とする保全命令事件のうち、

保全異議及び保全取消の各事件を除く事件

判事補（特） 宇野由隆

保全異議及び保全取消の各事件

判事 府内 覚

(4) 少年事件全部

判事補（特） 宇野由隆

(5) 児童虐待の防止等に関する法律に規定する臨検捜索許可状請求事件（勤務時間内のものに限る。）全部

判事補（特） 宇野由隆

#### 4. 延岡支部

(1) 合議事件（裁定合議事件（日向出張所の事件を含む。））

次の裁判官で構成する。

裁判長判事 宮島文邦

判事 中出暁子

判事補（特） 岸田二郎

(2) 単独事件

##### ア 家事事件

高千穂出張所受付事件を除く全部

判事 宮島文邦

高千穂出張所受付事件全部

判事補（特） 岸田二郎

イ 人事訴訟事件（保全命令事件及び保全命令異議、取消事件を含む。）

1／2 判 事 中出 晓子

1／2 判事補（特） 岸田 二郎

ウ 少年保護事件、準少年保護事件、少年共助・雑・令状事件

4／10 判 事 宮島 文邦

3／10 判 事 中出 晓子

3／10 判事補（特） 岸田 二郎

エ 児童虐待の防止等に関する法律に規定する臨検捜索許可状請求事件

4／10 判 事 宮島 文邦

3／10 判 事 中出 晓子

3／10 判事補（特） 岸田 二郎

5 日向出張所

家事事件全部

判事補（特） 岸田 二郎

### 第3 代理順序

#### 1 本庁

(1) 所長に差し支えのあるときの司法行政に関する所長の事務は、次の順序によりこれを代理する。

なお、更に代理者に差し支えのあるときは、本庁の判事がその席次によりこれを代理する。

判 事	新 宮 智 之
判 事	小田島 靖 人
判 事	古 庄 研

(2) 家事事件につき、判事永井裕之に差し支えのあるときは、判事新宮智之、判事補（特）今澤俊樹、判事補（特）岩尾悠矢、判事下山久美子の順序により、判事新宮智之に差し支えのあるときは、判事補（特）今澤俊樹、判事補（特）岩尾悠矢、判事下山久美子、判事永井裕之の順序により、判事補（特）岩尾悠矢に差し支えのあるときは、判事補（特）今澤俊樹、判事新宮智之、判事下山久美子、判事永井裕之の順序によりこれを代理する。ただし、第2の1の(2)のアの(ア)の成年後見、保佐、補助、未成年後見及び任意後見契約法に関する事件、同(イ)の不在者の財産管理及び相続人の不存在に関する事件、同(ウ)の相続の承認及び放棄に関する事件及び遺言に関する事件、同(エ)の子の氏の変更についての許可事件及び氏又は名の変更についての許可事件、同(オ)の親権喪失、親権停止又は管理権喪失、同審判の取消し及び親権又は管理権を辞し、又は回復するについての許可、児童福祉法に関する事件並びに同(キ)の家事事件手続法別表第二審判事件につき、担当する裁判官に差し支えのあるときは、もう一方の裁判官がこれを代理するものとし、同裁判官にも差し支えのあるときは、

上記の順序によりこれを代理するものとする。

- (3) 訴訟事件につき、判事新宮智之に差し支えのあるときは、判事補（特）今澤俊樹、判事補（特）岩尾悠矢の順序により、判事補（特）今澤俊樹に差し支えのあるときは、判事新宮智之、判事補（特）岩尾悠矢の順序によりこれを代理する。
- (4) 少年事件につき、判事補（特）今澤俊樹に差し支えのあるときは、判事補細包寛敏、判事新宮智之の順序により、判事補細包寛敏に差し支えのあるときは、判事補（特）今澤俊樹、判事新宮智之の順序により、判事新宮智之に差し支えのあるときは、判事補（特）今澤俊樹、判事補細包寛敏の順序によりこれを代理する。
- (5) 上記(2)から(4)までにつき、更に代理者に差し支えのあるときは、所長の指名する裁判官がこれを代理する。

## 2 支部及び出張所

- (1) 日南支部の判事（特例判事補を含み、てん補裁判官を除く。以下同じ。）に差し支えのあるときの司法行政事務及び裁判事務は、本庁の判事の中から所長の指名するものがこれを代理する。
- (2) 都城支部、延岡支部の各支部長に差し支えのあるときの司法行政事務及び前記両支部の判事に差し支えのあるときの裁判事務は、それぞれ当該支部の判事が「第1 裁判官の配置」の項において掲げる順序に従ってこれを代理する。
- (3) 日向外張所に配置の判事に差し支えのあるときの司法行政事務及び裁判事務は、延岡支部配置の判事が「第1 裁判官の配置」の項において掲げる順序に従ってこれを代理する。

## 3 以上のはか裁判官の代理を必要とするときは、常置委員会の指名する裁判官（司法行政事務については未特例判事補を除く。）がこれを代理する。ただし、

急速を要するときは、所長が指名することができる。この場合は、直近の常置委員会に報告しなければならない。

#### 第4 開廷日割

##### 1 本 庁

家事審判	隨時	判 事	永 井 裕 之
家事調停	火 月 金 水 木	判 事	新 宮 智 之
		判 事	下 山 久美子
		判事補 (特)	岩 尾 悠 矢
		判事補 (特)	今 澤 俊 樹
訴 訟	火 水	判 事	新 宮 智 之
		判事補 (特)	今 澤 俊 樹
少年審判	隨時	判事補 (特)	今 澤 俊 樹
	隨時	判事補	細 包 寛 敏
2 支部・出張所	隨時		